

参考資料

社会保障審議会介護給付費分科会

介護サービスの把握のためのワーキングチームにおける事業者等団体ヒアリング参考資料

平成19年11月13日

社団法人 全国訪問看護事業協会

(社)全国訪問看護事業協会の概要

1. 全国訪問看護事業協会とは

訪問看護事業の健全な発展を図り、国民の保健福祉の向上に寄与することを目的として、平成7年7月に設立されました。

2. 事業内容

- ① 訪問看護事業の運営、サービスの質の確保向上等に関する調査研究及び相談指導
- ② 訪問看護事業に関する研修会、講演会等の開催
- ③ 訪問看護事業大会の開催
- ④ 訪問看護事業に関する情報提供及び機関誌その他の印刷物の刊行
- ⑤ 内外の関連団体との連携及び交流
- ⑥ 訪問看護事業に従事する者の福利厚生に関する事業
- ⑦ その他本協会の目的を達成するために必要な事業

3. 会員等

- ・ 事業者会員 2, 371 事業者 (平成19年11月1日現在 全国訪問看護事業協会調)
- ・ 会員訪問看護ステーション数 3, 733 カ所
(平成18年10月1日現在 全国訪問看護事業協会調)
- ・ 加入率 68.1%
(平成18年10月1日現在 厚生労働省介護サービス・施設事業所調査及び全国訪問看護事業所調による。)

1 訪問看護ステーションの属性

1. 訪問看護ステーションの開設主体別年次推移（各年10月1日現在）

開設者主体	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	備 考
地方自治体等	249	243	248	247	232	
日赤・社会保険団体等	162	117	96	86	84	
医療法人	2,519	2,530	2,510	2,507	2,463	
医師会	337	337	337	325	323	
看護協会	152	157	160	161	162	
社団・財団立	334	342	347	347	350	
社協・社会福祉法人	497	502	493	511	505	
農協・生協等	210	254	288	293	290	
営利法人（会社）	336	458	555	680	814	
NPO	20	26	31	37	50	
その他法人	9	25	26	30	36	
合 計	4,825	4,991	5,091	5,224	5,309	

厚労省「介護サービス施設・事業所調査」より

2. 全国訪問看護事業協会会員の開設主体別年次推移（各年10月現在）

開設者主体	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
地方自治体等	81	73	98	109	105	101	104
日本赤十字社	8	38	71	79	76	68	64
医療法人	1,025	1,088	1,523	1,566	1,569	1,592	1,522
医師会	200	221	269	272	270	266	262
看護協会	120	126	158	158	162	156	151
社団・財団立	225	249	304	303	305	301	293
社協・社会福祉法人	198	213	280	295	303	305	308
農協・生協等	92	129	187	190	195	210	202
営利法人（会社）	61	101	302	404	523	683	715
非営利	1	2	13	22	27	27	33
その他	49	23	27	26	25	24	25
合 計	2,060	2,263	3,232	3,424	3,560	3,733	3,679

*平成14年のみ11月現在 全国訪問看護事業協会調べ

3. 訪問看護ステーションにおける介護報酬の加算の算定状況（平成17年）

設置主体	緊急時訪問看護加算届出有	特別管理加算届出有	24時間連絡体制届出有	重症者管理加算届出有	総数
	A	B	C	(再掲) D	E
地方自治体等	153	193	143	135	232
日赤・社会保険団体等	69	81	67	66	84
医療法人	1,960	2,171	1,894	1,750	2,463
医師会	240	286	232	225	323
看護協会	147	160	149	149	162
社団・財団立	278	329	271	265	350
社協・社会福祉法人	383	420	363	340	505
農協・生協等	266	277	267	262	290
営利法人(会社)	613	659	575	523	814
NPO	39	39	37	34	50
その他法人	27	30	26	25	36
加算届出率	A/E 78.6%	B/E 87.5%	C/E 75.8%	D/E 71.1%	
合計	4,175	4,645	4,024	3,774	5,309

* 厚生労働省 「介護サービス施設・事業所調査」より

II 訪問看護ステーション従事者の属性

1. 訪問看護ステーションの従事者の職種区分(常勤換算)

職 種	平成13年 人	平成14年 人	平成15年 人	平成16年 人	平成17年 人
看護師等	19,506	20,764	21,320	21,936	22,461
保健師	697	699	666	624	585
看護師	16,076	17,245	17,865	18,551	19,151
准看護師	2,689	2,776	2,748	2,726	2,697
助産師	44	44	41	35	28
理学療法士	760	1,033	1,216	1,547	1,844
作業療法士	344	460	599	757	906
その他(事務等)	926	771	1,155	1,205	1,292
合計	21,534	23,027	24,289	25,444	26,502

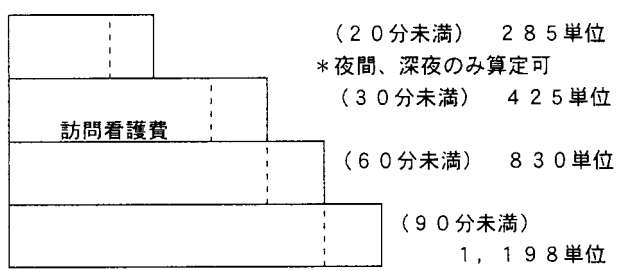
* 厚生労働省 「介護サービス施設・事業所調査」より

2. 訪問看護ステーション従事者の主な職種別就業形態(常勤・非常勤等)

職種・勤務形態	平成13年 人	平成14年 人	平成15年 人	平成16年 人	平成17年 人
保健師等	26,624	28,437	29,533	30,190	30,736
常勤 (内常勤で兼務)	15,887	16,919	17,685	18,257	18,502
非常勤	10,737	11,518	11,848	11,933	12,234
保健師	886	924	887	833	777
常勤 (内常勤で兼務)	724	728	698	645	607
非常勤	162	196	189	188	160
助産師	61	71	64	53	39
常勤 (内常勤で兼務)	41	36	30	32	23
非常勤	20	35	34	21	16
看護師(含准看護師)	25,677	27,442	28,582	29,304	29,920
常勤 (内常勤で兼務)	15,122	16,155	16,957	17,580	17,872
非常勤	10,555	11,287	11,625	11,724	12,048
理学療法士	2,249	2,790	3,041	3,675	4,132
常勤 (内常勤で兼務)	1,056	1,419	1,522	1,970	2,251
非常勤	1,193	1,371	1,519	1,705	1,881
作業療法士	894	1,061	1,280	1,579	1,813
常勤 (内常勤で兼務)	482	603	763	925	1,081
非常勤	412	458	517	654	732
その他職員(事務等)	1,408	1,587	1,748	1,851	2,046
常勤 (内常勤で兼務)	814	886	1,005	1,026	1,222
非常勤	594	701	743	825	824
総合計	29,767	33,875	35,602	37,295	38,727
常勤 (内常勤で兼務)	17,425	19,827	20,975	22,178	23,056
非常勤	12,342	14,048	14,627	15,117	15,671

*厚生労働省 「介護サービス施設・事業所調査」より

介護保険と医療保険の訪問看護の報酬体系

	介 護 保 険	医 療 保 険
報酬設定の方法	時間単位で訪問回数に応じて設定（ただし、支給限度額あり）	1日単位で訪問回数にかかわらず設定
報酬構造	<p>【訪問看護ステーション】</p>  <p style="text-align: right;">（20分未満） 285単位 *夜間、深夜のみ算定可 （30分未満） 425単位 （60分未満） 830単位 （90分未満） 1,198単位 * 准看護師の場合は、所定単位90/100算定</p>	<p>【医療機関】</p> <p>訪問看護基本療養費（週3日まで） 5,300円 （週4日以降） 6,300円 + 訪問看護管理療養費（月の初日） 7,050円 （2～12日迄） 2,900円 * 准看護師の場合は、基本療養費-500円、在宅患者訪問看護指導料-50点</p>
本体部分	<p>早朝・夜間加算（訪問看護費に25/100加算） 深夜加算（訪問看護費に50/100加算） 特別地域訪問看護加算（1回につき15/100加算）（支給限度額に含めない。）</p>	<p>在宅患者訪問看護（週3日迄） 530点 ・指導料（週4日以降） 630点</p>
加算部分	特別地域訪問看護加算（1回につき15/100加算）（支給限度額に含めない。）	<p>訪問看護基本療養費（II） 1回1～3時間 1,600円 延長（1時間） 400円 * 精神障害を有する者であって、障害福祉サービスを行う施設等に入所している複数の者</p>
	緊急時訪問看護加算（1月につき） 540単位； 290単位	特別地域訪問看護加算（基本療養費に50/100加算）
	特別管理加算（1月につき） 250単位	緊急訪問看護加算（1日につき） 2,650円 難病等複数回訪問加算（2回） 4,500円 （3回） 8,000円
	ターミナルケア加算 1,200単位（支給限度額に含めない。）	緊急訪問看護加算（1日につき） 265点 難病等複数回訪問加算（2回） 450点 （3回） 800点
		24時間連絡体制加算（1月につき） 2,500円 重症者管理加算（1月につき） 2,500円 （重症度の高いもの 5,000円）
		在宅移行管理加算（退院1月） 250点 （重症度の高いもの 500点）
		地域連携退院時共同指導加算（1月につき） 4,200円 （在宅療養支援診療所と連携する場合 6,000円）
		訪問看護ターミナルケア療養費 12,000円 （在宅療養支援診療所の医師が主治医の場合 15,000円）
	訪問看護情報提供療養費（1月につき） 1,500円	

医療保険・介護保険の訪問看護の対象者

医療保険

居宅において療養を行っている通院困難な患者

回数制限のある対象者 (要介護者・要支援者でない者)
(週3日以内)

回数制限のない対象者

厚生労働大臣が定める疾病等の患者*

末期の悪性腫瘍
多発性硬化症
重症筋無力症
スモン
筋萎縮性側索硬化症
脊髄小脳変性症
ハンチントン病
進行性筋ジストロフィー症
パーキンソン病関連疾患 (進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病 (ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ又はⅢ度のものに限る。))
多系統萎縮症 (線状体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)
プリオン病
亜急性硬化性全脳炎
後天性免疫不全症候群
頸髄損傷
人工呼吸器を装着している患者

病状の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要であると医師が認めた者 (14日間を限度として、月1回まで)*

* 居宅要介護者・要支援者であるか否かを問わない。

介護保険

居宅要介護者・要支援者 (末期の悪性腫瘍、その他厚生労働大臣が定める疾病等の患者 (左記)、急性増悪により一時的に頻回の訪問看護が必要であると認められた患者を除く。)

特定疾病の居宅要介護者・要支援者 (40歳以上65歳未満)

特定疾病

がん (医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断した者に限る。)
関節リウマチ
筋萎縮性側索硬化症
後縦靭帯骨化症
骨折を伴う骨粗鬆症
初老期における認知症 (法第8条第16項に規定する認知症をいう。)
進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
脊髄小脳変性症
脊柱管狭窄症
早老症
多系統萎縮症
糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
脳血管疾患
閉塞性動脈硬化症
慢性閉塞性肺疾患
両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症